



概要版

第3次 かつらぎ町 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

2025年度 >>> 2029年度

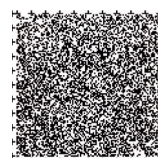
自分の居場所で自分らしく
一人ひとりの暮らしと文化を大切にする地域づくり



はじめに

この概要版は、「第3次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の内容を分かりやすくまとめたものです。かつらぎ町では、住民の皆さんと行政、社会福祉協議会が一体となって、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めています。この計画を通じて、地域の支え合いの輪がさらに広がることを願っています。

令和7(2025)年3月
かつらぎ町
かつらぎ町社会福祉協議会



地域福祉とは

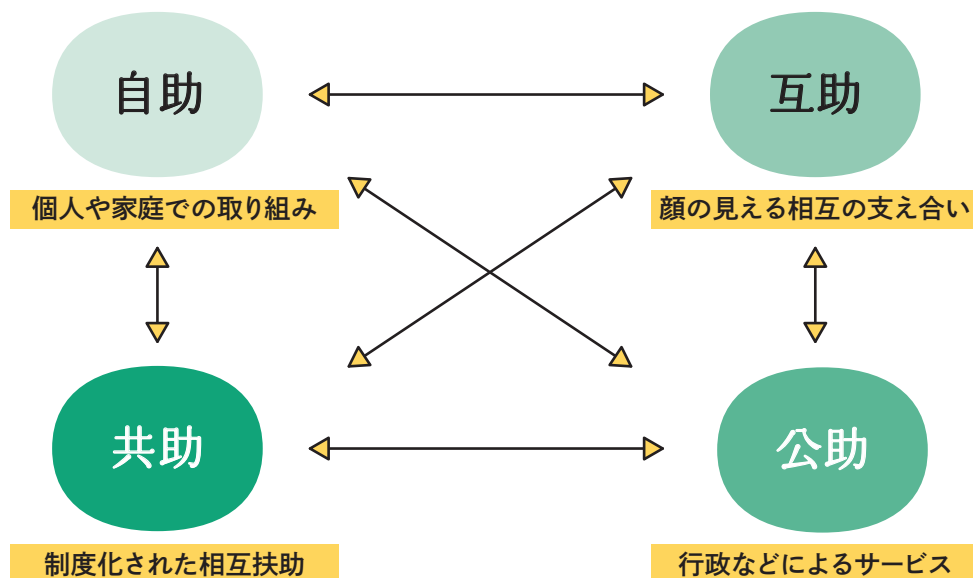
地域福祉の考え方

福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などを思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。本来「福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害などの有無にとらわれず、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、それを持続させていくことです。

日常生活上の様々な課題に対して、①個人や家族が自ら解決すること（自助）、②地域やボランティアなどによる支え合い活動（互助）、③社会保険のような制度化された相互扶助（共助）、④行政などによる支援（公助）の連携によって解決していくことが「地域福祉」です。

地域福祉のイメージ

行政などによるサービスだけでは手の届きにくい部分（見守りやちょっとした助け）を、地域の人たちが互いに、支え合い、助け合うことを「地域福祉」と言います。

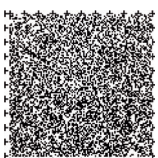


地域の人たちすべてが社会に参加し、行政や民間事業者、社会福祉施設などと力を合わせて、住み慣れた地域の中で互いに支え合いながら、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

地域福祉の推進のために

近年、住民同士や住民と地域の関わりが希薄化が進行し、住民だけ、あるいは行政や団体だけでは問題を解決することが難しくなっています。一方で、高齢化の進行や地域人口の減少などに伴い、福祉サービスを必要とする人の増加や福祉制度の狭間の問題が顕在化しています。

「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められており、国では令和3年4月に「重層的支援体制整備事業」が創設されました。かつらぎ町では、「住民すべてが支え合い、より良く生きる」という視点のもと、「地域の福祉力」を高めていくことで、地域共生社会の実現を目指します。



計画の位置づけと基本理念

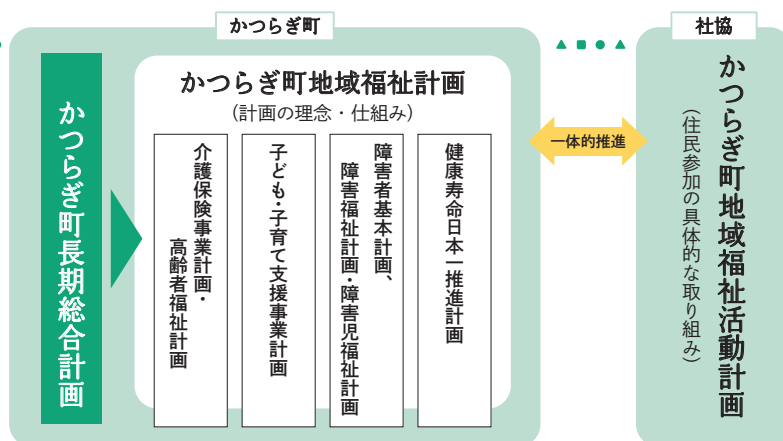
計画の法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域住民や関係機関等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示す計画です。

本計画は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の二つの計画から構成されており、「成年後見制度利用促進基本計画」「いのち支える自殺対策計画」「再犯防止推進計画」も包含しています。

他計画との関係

本計画は「第5次かつらぎ町長期総合計画」を踏まえ、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との整合性を図り策定しています。

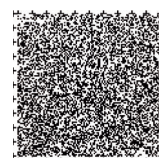
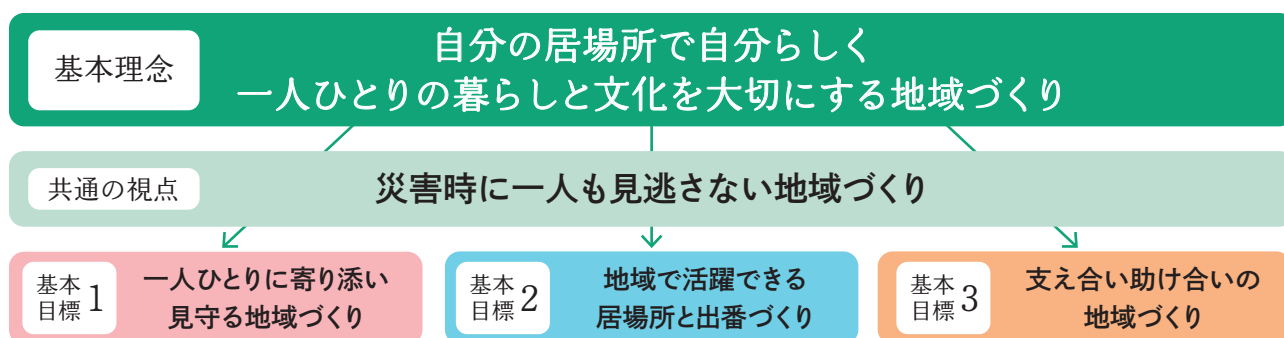


計画期間

2025年度から2029年度を目標年度とする5か年計画です。社会情勢の変化や関連諸計画との整合性を図りつつ、PDCAサイクルの構築を図り、必要に応じて計画の進行管理や見直しを行います。

2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
策定	第3次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画					
		点検・評価	点検・評価	点検・評価	次期計画作成	次期計画

基本理念と基本目標



基本目標 1

「一人ひとりに寄り添い見守る地域づくり」

目配り、気配り、心配りによる、安心して暮らせる福祉のまち

住民アンケート調査では「気軽に相談できる窓口を設置する」という意見が多く、身近な生活課題を相談できる体制の整備が求められています。また、福祉サービスに関する情報発信の充実や、高齢者や障害者が安心して生活できる環境整備も重要な課題となっています。



福祉サービスについての情報が
もっと分かりやすく届くといいな

気軽に相談できる窓口が
あると安心です



1. 多様な相談を受け止める総合相談体制の充実

- 各相談支援体制の連携強化
- 地域包括支援センターの機能充実
- こども家庭センター「SUKU2(すくすく)」における包括的支援
- 障害者相談支援事業の充実

2. 地域の生活課題等の解決に向けた施策の推進

- 地域包括ケア会議の開催
- 福祉サービスに関する情報提供の充実
- 高齢者の社会参加促進と認知症対策の推進
- 地域公共交通の充実

3. 福祉サービスを安心して受けられる環境整備

- 地域見守り協力員制度の推進
- 緊急通報システムの設置
- 生活支援事業の充実
- 権利擁護事業の推進

どんなことでも相談してください

最近、生活に不安があって…



相談支援の様子

お元気ですか？

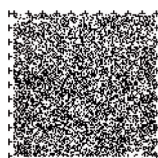
何か困ったことは
ありませんか？

今日は元気です。

いつも気にかけて
くださってありがとう



見守り活動の様子



基本目標 2

「地域で活躍できる居場所と出番づくり」

すべての人が主体的に地域の問題に取り組むまち

住民アンケート調査の結果、過去5年以内の地域活動・ボランティア活動経験者は減少しており、特に若い世代の参加が少ない状況です。地区懇談会では「シニア世代も若い人も活躍できる場を作りたい」といった意見が出されています。全世代が福祉に関心を持ち、互いに支え合う地域づくりを進めていきます。



シニア世代も若い人も
活躍できる場を作りたい

地域の活動に参加して、
新しい仲間ができました



1. 地域福祉への理解の促進

- 福祉に関する情報発信の充実
- 若者支援、ひきこもり支援の実施
- 人権啓発活動の推進
- 合理的配慮の促進
- 再犯防止の促進

2. 地域福祉の担い手の育成と支援

- 学校におけるボランティア活動の推進
- いきいきサロン事業の充実
- 生活支援体制整備事業の推進
- ボランティアセンター事業の充実

3. ふれあい・交流の促進

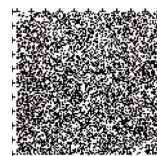
- 各地区公民館事業の充実
- ふれあい活動の支援
- 高齢者の健康・生きがいづくり
- 障害(児)者の社会参加支援
- 若者の社会参加支援



地域活動の様子



ボランティア活動の様子



基本目標 3

「支え合い助け合いの地域づくり」

多様な問題に連携しながら取り組むまち

住民アンケート調査では、保健・医療（健康づくりなど）に対する関心が高く、健康維持に対する取り組みが求められています。また、成年後見制度については理解が不十分な状況であり、個々の権利を守るための制度の周知が急務です。災害時の備えについても、地域の防災力強化が求められています。



災害時に備えて、
地域の防災力を高めたい

健康づくりの活動に参加して、
元になりました



1. 「健康寿命日本一」に向けた施策の推進

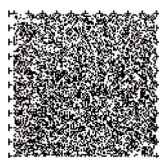
- 老人クラブ育成補助事業の充実
- 介護予防の推進
- 各種検診・教室・相談事業の実施
- 地域包括ケア体制の構築

2. 一人ひとりの権利を守る施策の推進

- 児童虐待通告、相談窓口の設置
- 権利擁護事業の推進
- 生活困窮者支援事業の実施
- 成年後見制度利用促進事業の推進

3. 災害時に備えた体制の強化

- 避難行動要支援者の個別計画の整備
- 地域防災ネットワーク事業の推進
- 避難行動要支援者の個別懇談会の開催
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施



包含する計画

成年後見制度利用促進計画・いのち支える自殺対策計画・ 再犯防止推進計画

二 成年後見制度利用促進計画

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の権利や財産を守るための制度です。かつらぎ町では、制度を必要とする方が適切に利用できるよう、以下の取り組みを推進します。

1. 制度の周知・広報活動の充実

広報誌やホームページ、講演会等を通じた制度の普及啓発を行います。また、成年後見制度の利用メリットや手続きの流れについての情報を提供します。

2. 相談窓口・相談体制の充実

成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置・運営します。また、権利擁護センター「ほっとサポートかつらぎ」における相談支援を実施します。

3. 地域連携ネットワークの構築

医療・福祉・法律の専門職や関係機関との連携を強化します。また、後見人等への支援体制を整備します。

二 いのち支える自殺対策計画

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、様々な社会的要因があります。かつらぎ町では「一人ひとりがつながり、支え合い助け合うまちの実現」を基本理念に、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します。

1. 基本施策

- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成(ゲートキーパーの養成)
- 住民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援
- 児童生徒の自殺対策に資する教育

2. 重点施策

- 高齢者対策:孤独や心身衰えに対する地域連携強化
- 生活困窮者対策:経済的困難に直面する住民への支援
- 勤務・経営対策:職場環境改善とメンタルヘルス対策
- 無職者・失業者対策:早期介入支援と心のケア

二 再犯防止推進計画

全国の刑法犯の認知件数は減少傾向にある一方で、再犯率は高い水準で推移しています。罪を犯した人の社会復帰を支援し、誰一人として地域社会の中で孤立させることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

1. 就労・住居の確保支援

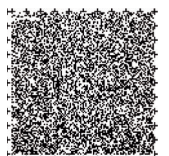
関係機関と連携した就労支援を行います。

2. 保健医療・福祉サービスの利用促進

高齢者や障害者等への適切な福祉サービスを提供します。

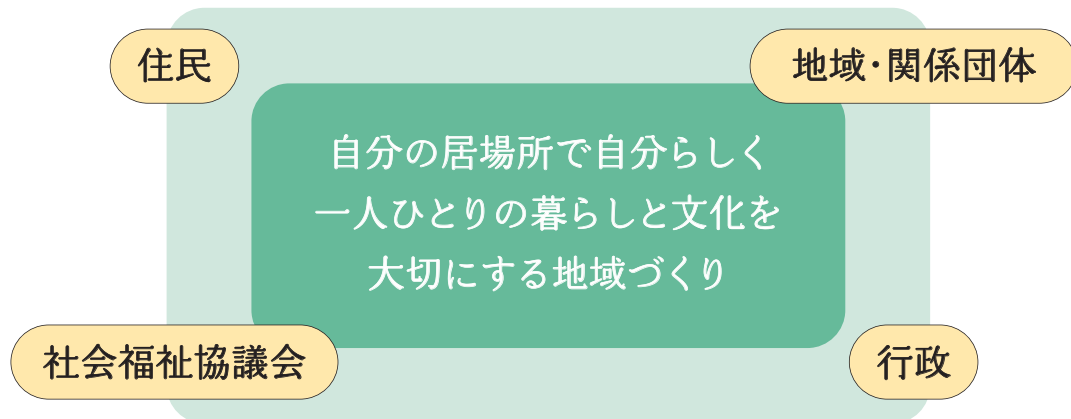
3. 地域における理解促進

「社会を明るくする運動」を通じた啓発活動を実施します。また、保護司会、更生保護女性会などの活動支援を行います。



計画の推進体制

地域福祉の推進のため、住民、地域・関係団体、行政がその特徴や能力を生かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、協働による取り組みを進めます。



住民の役割

積極的に地域への参加を図る

地域福祉の主役は、地域で生活する住民自身です。住民一人ひとりが、地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めることが大切です。声かけやあいさつ、見守り等日常的な近所同士の交流を行うとともに、地域活動やボランティア活動などへの参加など、積極的に地域社会に参画することが求められます。

地域・関係団体の役割

連携を深め、支援の輪を広げる

地域では、住民が地域福祉に参加するための関係づくりや、日常の不安や悩みを気軽に話し合う場としての機能が求められています。民生委員・児童委員や人権擁護委員などは、福祉サービスの利用制度からもれる人や利用しようとしていない人への対応、虐待や暴力等の問題をはじめ、不安や孤独、孤立、ひきこもり等の心の問題を抱える人の発見や相談支援を行い、様々な団体や行政へつなぐことが求められています。

社会福祉協議会の役割

各主体とともに地域福祉の推進を図る

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民、地域、関係団体、行政との協働により地域生活課題の解決に取り組み、支え合いの地域づくりを進めることが求められています。地区懇談会の開催等を通じて地域の課題を把握したり、解決に向けた話し合いの場を調整したり、地域住民や関係団体、行政が協働できる仕組みづくりに取り組みます。

行政の役割

福祉施策を総合的に推進させる

行政は、かつらぎ町全体の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進することが重要です。そのため、他のすべての関係者と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズに沿った施策の推進に努めます。このため、庁内の関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって本計画を推進していきます。

第3次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

2025年3月

かつらぎ町 住民福祉課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地
電話:0736-22-0300 FAX:0736-22-6432

社会福祉法人 かつらぎ町社会福祉協議会 〒649-7121 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2338番地の2
電話:0736-22-4311 FAX:0736-22-6898

